

事務事業名	6913 情報公開事業													
担当組織	総務部				行政管理課					担当	市政情報・文書担当			
組織コード	R3	07	02	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	02	01	02	03	01	記入日	令和 3年 6月15日
	R2	07	02	00		R2	01	02	01	02	03	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補				
基本目標	07	人が集い心ふれあうまち									● 対象 ○ 対象外				
分野	03	市政情報の提供													
施策	75	情報の公開・個人情報の保護													
事業期間	平成11年度～令和12年度														
根拠法令 通達等	戸田市情報公開条例、戸田市個人情報保護条例、戸田市市民パブリック・コメント制度要綱								関連計画 施政方針						
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの														
対象	市民・職員														
事業目的	行政として「市民の知る権利」と「市の説明責任」を明らかにするとともに、市民に対し自己情報のコントロール権を保障することにより、開かれた市政への実現を目指し、民主的な行政運営を図ることを目的とする。														
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 情報の公開及び個人情報の保護という両制度の総合窓口（情報公開コーナー）として、請求の受付の際、該当の情報を特定するとともに、両制度の普及啓発及び指導も行う。また、制度の適正かつ円滑な運営を図るための審議会と、審査請求に係る諮問に応じ調査及び審査し、答申する審査会の運営を行う。 市の説明責任を全うすることの一環としてパブリック・コメント制度を有効に活用する。 														
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()														

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		執行額(千円)	予算額(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)
	事業内容	両制度の審議会、審査会の運営及び市政情報コーナー	両制度の審議会、審査会の運営及び市政情報コーナー	両制度の審議会、審査会の運営及び市政情報コーナー	両制度の審議会、審査会の運営及び市政情報コーナー	両制度の審議会、審査会の運営及び市政情報コーナー
	事業費	1,696	2,870	2,701	2,701	2,701
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	起債	0	0	0	0	0
	その他	0	1	1	1	0
	一般財源	1,696	2,869	2,700	2,700	2,701
	人件費	6,924	6,924	6,924	6,924	6,924
投入人員	常勤職員	1人	1人	1人	1人	1人
	非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	事業費+人件費	8,620	9,794	9,625	9,625	9,625

目標達成状況	指標名		単位	説明・算定式	R1目標	R2目標	R3目標
					R1実績	R2実績	R3実績
活動	①	情報公開・個人情報保護運営審議会・審査会開催回数	回		5	5	5
					7	5	-
活動	②	パブリック・コメント募集案件(1件当たり)へのアクセス件数	件	掲載ホームページへのアクセス件数	210	210	210
					264	343	-
成果	①	審議会での否決数	件	個人情報保護運営審議会等で否決された案件数	0	0	0
					0	0	-
成果	②	審査会での不当判断数	件	情報公開審査会等で不当と判断された件数	0	0	0
					1	0	-

目標達成状況の分析	<p>B：活動・成果のいずれかを達成した。</p> <p><判断理由> 令和2年度は情報公開請求32件、自己情報開示請求32件に対し、自己情報開示請求に係る審査請求が1件あった。このことは、公開決定が概ね正当であり請求者の請求意図が損なわれなかったこと、請求者に対し十分な説明がなされたこと等が要因といえる。なお、個人情報保護に関するトラブル件数と審議会での否決数は0件であり、個人情報の適切な取扱いを裏付ける結果となっている。</p>						
-----------	--	--	--	--	--	--	--

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	30年度	1年度	2年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	<p><判断理由></p> <p>令和2年度は情報公開請求32件、自己情報開示請求32件に対し、自己情報開示に係る審査請求が1件あった。このことは、公開決定が概ね正当であり請求者の請求意図を損なわず、十分な説明がなされたと思慮される。また、審議会で否決された案件はなく、個人情報の適切な取扱いが行われた結果といえる。</p>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	30年度	1年度	2年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>決算ベースの事業費で令和2年度は約170万円であり、両制度の円滑・適正な運営が図られていることから、適正であると考えられる。</p>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	30年度	1年度	2年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>両制度の審査会及び審議会を統合した効果を活かし、より適正かつ円滑な制度運営を図っている。また、審議会においては書面会議方式を取り入れ会議の効率的な運営ができた。今後も必要に応じて、審議の効率化を図り、より一層円滑で適切な制度の構築を進めていく。</p>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	30年度	1年度	2年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>両制度の請求に係る行政文書の写しの交付に当たっては、情報の複写等に要する実費としてコピー代を請求している。これは、受益者負担の観点から実施しているものであり、金額についても両制度に係る他自治体における負担額や一般的な有料コピー料金と比較して、妥当な料金設定といえる。</p>

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

見直し内容	個人情報保護制度において、「戸田市特定個人情報の安全管理に関する基本方針」、及び「戸田市特定個人情報の取扱いに関する要領」に基づく監査について、本市の特定個人情報の安全管理措置を確かなものとするため、専門知識を有する外部機関による監査を実施した。
見直しの効果	情報資産の保護等を目的とする情報セキュリティ監査と合同実施することにより、効率的かつ効果的な監査を実施し、より適切な取扱いを確保することができたほか、職員に対する研修を通じ全庁的な個人情報保護に係る意識の向上を図ることができた。

5. 今後の方針

事業の方向性	<input type="radio"/> 1現状で継続 <input checked="" type="radio"/> 2拡大して継続 <input type="radio"/> 3縮小して継続 <input type="radio"/> 4他事業と統合 <input type="radio"/> 5休止 <input type="radio"/> 6その他見直し <input type="radio"/> 令和4年度で終了 <input type="radio"/> 令和3年度で終了 <input type="radio"/> 令和2年度で終了
	<p><判断理由></p> <p>「市民の知る権利」及び「市の説明責任」を明らかにするとともに、市民に対し、自己情報のコントロール権を保障することは、開かれた市政の実現・民主的な行政運営に必要不可欠である。</p> <p>一方、個人情報の保護においては、要配慮個人情報や特定個人情報の規定により、厳格な取扱いが求められていることから、情報公開・個人情報保護制度の適切な運用・管理体制を構築し、両制度の円滑な運営を継続していく。</p>
今後の取組方針	情報公開請求及び自己情報開示請求に適切に対応し、両制度を広く周知しながら、制度の適正な運営を行う。また、庁内の説明会、研修会等を通じて、職員の情報公開・個人情報保護に対する意識の向上及び情報公開・個人情報保護運営審議会に対する適切な諮問手続について、引き続き、周知啓発に努めていく。